

議案第46号

工事請負契約の締結について資料

(仮称) 市立道明寺こども園施設整備工事に関する経緯及び再発注について

1 前回の入札から契約解除までの経緯について

「(仮称) 市立道明寺こども園施設整備工事」につきましては、去る平成26年6月17日、制限付き一般競争入札の執行を行いました。

入札結果といたしましては、入札参加業者が11社、その内応札業者は3社、入札辞退業者が8社でございました。

その応札業者3社の内、1社は形式的不備により無効の入札となったため、開札の結果、2社が最低制限価格での同額入札となり、くじ抽選によりタツト・建設株式会社が落札者に決定し、同年同月20日に仮契約をいたしました。

その後、同年7月1日に議会の議決を経て、同日、同社と本契約に至ったものでございます。

しかしながら、契約後の協議の中で、同社から再三に亘り物価上昇による増額変更等の要求がございました。

本市といたしましては、契約変更を必要とするような、社会状況に変化が生じている特別な状況ではないことから、増額変更要求を受け入れることはできないと判断するものであります。

また、同社は、本市が同要求を認めない場合は、契約の無効を主張いたしました。

そのため、双方の協議は平行線で、整わない状況に陥りました。

そこで、同年8月8日同社に会社の総意として工事続行の意思があるか否かの確認の通知を行い、同年8月18日までに回答を求めましたが、期限までに続行する旨の回答が得られなかったため、去る同年8月19日に契約解除通知書を送付し、同年同月20日、同通知書の相手方への到達をもって契約解除に至ったものでございます。

以上が、入札から契約解除までの経過でございます。

2 同工事の再発注について

議案第46号にお示ししていますように、今般随意契約により次のとおり同工事の再発注をするものであります。

・契約金額：637,443,000円

・請負者：住所 大阪市北区堂島浜1丁目4番4号
氏名 富国建設株式会社
代表取締役社長 大林 泰典

・契約方法：随意契約

・随意契約の理由：

本工事は、平成27年4月1日新こども園開園を前提に工期工程を設計されていましたが、既に上記のとおり契約解除に至った経緯に要した期間と議会の議決を含めた今後の発注手続きに係る期間を考慮すると、現時点においては、既に工程的に同期日の開園は実現不可能であると言わざるを得ません。

再発注に向けて、内部にて検討をした結果、事業の重要性や関係者への影響を考慮した上で、早期開園を目指す必要があるとの判断に至りました。

そこで、諸事情を考慮の上、工期工程の中で開園のスケジュールを検討した結果、当初予定の1年後の「平成28年4月1日開園」が最短でありました。

この最短スケジュールを実現するには、約3カ月を要する制限付き一般競争入札に付す時間がありません。

また、市の施策として、第四次藤井寺市総合計画の中でも重要事業の一つである当該新こども園の早期開設は、市民の期待するところでもあり、大幅な遅延は、住民全体の利益福祉に繋がらないうえ、行政と市民の信頼関係を損ねかねません。

こうした状況下において、市としては、開園の遅延をなるべく縮小することが急務であります。

そこで、随意契約の検討を以下のとおり行いました。

元来、本工事の予定価格では、諸規定により契約方法を制限付き一般競争入札に依らなければなりません。本工事については、適正な方法による制限付き一般競争入札を一度平成26年6月17日に執行しており、その結果はタツ

ト・建設㈱と富国建設㈱の2社の同額による抽選でありました。

今回随意契約をしようとしている富国建設㈱は、前回の入札時、タツト・建設㈱と同額で応札したため、機会均等の理念に適合し、公平性に問題はありません。また前回の入札から3カ月しか経過していないことも勘案すべき事項であります。

更に、本入札において11社中8社の辞退があったことから、再度、入札に付すと不落、不調の可能性もあります。その理由は、東北の震災復興事業や東京五輪関連事業における東北・関東方面の建設需要の拡大、各企業の慢性的な技術者等の担い手不足、下請けの専門業者不足等が考えられます。

富国建設㈱との随意契約を6月入札時点のタツト・建設㈱との契約金額と同金額にて行うというのは、本市にとって非常に有益であると考えられます。

また、富国建設㈱は信用もあり、本市における実績も申し分なく、今回の件についても、急な展開でありながら前向きに早急に確実な工事をするを約束しています。今回の様々な事情を鑑みると、富国建設㈱と随意契約をすることで、契約の目的を達成できるといえます。

よって、富国建設㈱は、当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方といえ、当該業者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であります。

上記事情を踏まえた市長の合理的な裁量判断から本件の随意契約は妥当性を見出せ、また、特殊性、緊急性、経済的合理性、公平性の観点からも本件を随意契約に至らしめる理由は存在します。

よって、本件は、随意契約の理念に合致しますので、富国建設㈱と随意契約方式により発注するものであります。